

令和2年9月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和2年9月28日（月）午後2時30分

場所：本庁舎8階8-1会議室・8-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和2年9月28日(月)本庁舎8階8-1会議室・8-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 5 番	落 合 喜 治
2 番	三 上 健 一	1 6 番	北 村 利 夫
3 番	井 出 茂 康	1 7 番	吉 川 誠
4 番	齋 藤 義 治	1 8 番	櫻 井 一 雄
5 番	小 林 正 幸	1 9 番	宮 治 時 男
6 番	飯 田 芳 一	2 0 番	佐 川 俊 夫
7 番	上 田 洋 子	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	加 藤 義 一	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	田 代 恵美子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 原 豊	2 4 番	神 崎 享 子
1 1 番	山 口 貞 雄	2 5 番	福 岡 則 夫
1 2 番	加 藤 登		
1 4 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

1 3 番	西 山 弘 行
-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主幹	草 柳 真 治	主幹補佐	福 岡 信 二
上級主査	伊 藤 洋 一				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 40号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 41号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 42号 農地造成工事変更届出について
- 日程第 5 議案第 43号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出
について
- 日程第 6 議案第 44号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 45号 特定農地貸付け承認取消しについて
- 日程第 8 議案第 46号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 9 報告第 12号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて
- 日程第10 議案第 47号 藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦につい
て
- 日程第11 議案第 48号 藤沢市畜産振興審議会委員の推薦について

開会 午後2時30分

事務局（嶋田勝弘事務局長） それでは、定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員総数25名、出席者数24名でございます。

まず初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆様、こんにちは。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今月は、委員の皆様方に農地パトロールを実施していただきました。大変ありがとうございました。

この結果は、事務局で集計をいたしまして、また、荒廃農地、遊休農地につきましては、いろいろなアンケート等を送らせていただいて意向調査をさせていただきたいと思っております。しかし、本音の部分がなかなか返ってこないということもありますので、そういう地権者を知っている委員の皆様方は、ぜひ本音を聞いていただいて、事務局へ話していただければ、また、新しい方法で貸し借りができるのではないかと思いますので、その辺はぜひとも御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それとは別ですが、先日テレビを見ていましたら、メロン栽培のことが放映されておりました。中小企業で、町田の方がメロン栽培をしているということでございます。

私は、メロン栽培はどのようにするのかよくわかりませんが、話を聞いたところによりますと、1本に1個のメロンというのが大体のイメージだそうですが、ここでは、1本から60個収穫して、1個4,000円で売る。もし、これが本当にできるのであれば、かなり優良な農業所得につながるのではないかと思います。

また、6月の総会に、葛原でメロン栽培をしたいということで農地造成がございました。この方と町田の方が同じ人かどうかはわかりませんが、農業の収

入増大に向けていろいろとやっている状況も現実のようでございます。1本から60個ですから、10本で600個、100本だと6,000個となりまして、かなりの売上げになろうかと思われそうですが、そういう話も聞きました。

それと、この間、菅政権が発足しました。菅総理も、規制改革ということで、皆様方もいろいろと御記憶にあらうかと思えますけれども、そうした中で、「スマート農業」等、いろいろなことが言われておりまして、農業の基盤整備、1反当たりの収入額をどんどんふやしていこうということも一つでございしますが、これからも規制緩和という形になっていくのではないかと考えております。

何はともあれ、農業所得を少しでもふやしていく方法を考えていかないと、後継者もなかなか育たないところでございますので、多方面からいろいろ見聞きをし、知恵を絞っていきたいと思っております。

それでは、ただいまから9月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（福岡信二主幹補佐） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、3番の井出茂康委員と5番の小林正幸委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、1人。所有面積、226a。耕作面積、175a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、葛原字昭和台、地番、記載のとおり、2筆。地目、ともに畑。地積、456㎡、535㎡、2筆合計991㎡。権利の種類、売買による所有権移転です。申請理由は、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、3人。所有面積、78a。耕作面積、68a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、葛原字下滝谷、地番、記載のとおり、2筆。地目、ともに畑。地積、170㎡、168㎡、2筆合計338㎡。権利の種類、売買による所有権移転です。申請理由は、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

7番、上田委員。

7番（上田洋子委員） 本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「家中庭」交差点から北に約420mの農地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、露地野菜を中心に農業経営を行っており、このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するものです。

申請地については、ナス、キュウリを作付けする計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

14番、漆原委員。

14番（漆原豊彦委員） 本件の申請地につきましては、市道葛原下滝線にある「南葛野」交差点から西に約400mの農地になります。

資料は3ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、植木生産を営んでおり、申請地の南側に農地を所有しておりますが、申請地を通過しないと接道がとれず、困窮しておりました。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を取得し、通路として使用するほか、それ以外の箇所では植木生産を行うとのことでした。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第39号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第39号について、許可することに決定をい

たします。

次に移ります。

日程第2、議案第40号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおりです。経営面積、97a。耕作者、同左人。当該農地、用田字南原、地番、記載のとおり、2筆。地目、ともに畑。地積、196㎡、1,117㎡、2筆合計1,313㎡。転用目的、貸車両置場及び駐車場。農地種別、第2種農地。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、北村委員。

16番（北村利夫委員） 本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「用田神社入口」交差点の東側に約130mの土地になります。

資料は5ページをお開きください。

農地の区分は、農用地区域外であり、一団の農地の広がり10ヘクタール未満であり、市街化区域から500m以内のため、「第2種農地」と判断しました。

綾瀬市に本店を置く中古車の輸出業を営む要望者から、これまでの輸出主体の事業から事業を拡大し国内販売も行っていくに当たり、車両置場として適地を探しており、県道に面していることや各事業所からのアクセスもよい当該地を適地であると判断し、土地所有者である申請者に賃借の要望をしたとのことです。

なお、申請地のほかに市内葛原の第3種農地で転用の相談を持ちかけましたが、金額の折り合いがつかない、あるいは転用の意思がない等の理由により、申請地のみが適地として残ったとのことでした。

また、申請者自身も高齢となり、子どもも農業を継いでいないため規模を縮小せざる得なくなり、今回要望者からの要望を受け、申請者が自ら貸車両置場及び来客用の貸駐車場を造成し、要望者に賃貸するとのことでした。

申請地は、西側は畑、東側は山林及び宅地、北側は宅地、南側は道路となっております。

被害防除として、北側及び南側は、地上高40cmになるよう、単管パイプと簡易鋼板による敷居を設置し、西側及び東側は地上高1mで、コンクリートブロック5段積みを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

また、敷地内は転圧の上、砂利敷きとし、雨水は出入り口のスロープ前にU字溝を設置し雨水止めとし、その他は敷地内浸透処理とします。

地区協においては、申請者本人及び代理人と面談し、近隣に残る農地に影響がないよう、また、バイパスで交通量の多い道路に面しているため、安全面に十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第40号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第40号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を

上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。経営面積、38a。耕作者、同左人。当該農地、用田字中条、地番、記載のとおりです。地目、畑。地積、699㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場及び駐車場。農用地区域除外、昭和59年4月20日。農地種別、第2種農地です。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。経営面積、292a。耕作者、同左人。当該農地、葛原字昭和台、地番、記載のとおりです。地目、畑。地積、786㎡のうち147.96㎡。内容、一時転用。使用貸借権設定。転用目的、仮設工事用通路。期間、令和2年11月5日から1カ月。農用地区域内農地です。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。譲渡人、1人目、住所氏名、記載のとおりです。経営面積、16a。耕作者、同左人。当該農地、遠藤字都築山、地番、記載のとおりです。地目、畑。地積、722㎡。2人目、住所氏名、記載のとおりです。経営面積、20a。耕作者、同左人。当該農地、遠藤字都築山、地番、記載のとおりです。地目、畑。地積、694㎡。2筆合計1,416㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場。農用地区域除外、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地です。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、北村委員。

16番（北村利夫委員） 本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「新用田辻」交差点から北に約400mの土地になります。

資料は7ページをお開きください。

農地の区分は、農用地区域外であり、一団の農地の広がり10ヘクタール未満であり、市街化区域から500m以内のため、「第2種農地」と判断しました。

譲受人は、防災設備事業を営んでおり、これまで寒川町に資材置場としてコンテナ1台、市内大鋸で駐車場1台を賃借し、不足する置場は、現場ごとに必要な資材を購入し仮置きしてきましたが、ストックができず、臨機応変に対応することが困難でした。

作業効率や事業規模拡大を考慮し、今回の申請地と同程度の規模で、亀井野、葛原、用田等の市街地等に資材置場及び駐車場として適地を探しておりましたが、金銭面が折り合わず、本申請地が残りました。

当該地は、本社及び営業所と同じ市内にあり、各現場へのアクセスもよく、希望エリアに合致することです。

申請地は、北側が栗畑、東側が山林、南側が宅地及び山林、西側が道路になっております。

西側を除き、敷地境界に地上高3mの鋼板仕切りを設置し、土砂等の流出を防ぎます。西側出入り口にはゲートを設置します。

敷地内は、栗の木等の伐根及び整地のみ行い、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺に残る農地に十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

14番、漆原委員。

14番（漆原豊彦委員） 本件の申請地につきましては、市道葛原綾瀬線にかかる新幹線から北側に約130mの農地になります。

資料は9ページをお開きください。

農地の区分は、農振農用地になります。本来、農振農用地は農地転用できませんが、本申請は、仮設の工事用通路としての一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

譲受人は、隣接する農地に通信事業者の通信基地局を設置するに当たり、設置場所に接道する道路がないため、畑の一部を通路として一時利用するものです。

申請地は、北側及び東側が畑、南側が水路、西側が道路になっております。

通路部分は、もともと植木業を営む畑で、通路として利用されている部分を使うため、特に作付けは行われていません。

保護のため、敷き鉄板及び敷きプラバンを設置し、また、水路部分にも、構造物を傷めないよう、直接構造物上に置くのではなく角材等を挟み、敷き鉄板を設置するとのことで、市の河川水路課と協議しております。

工事期間は、11月5日から1カ月程度を見込んでおります。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺の農地に十分配慮することなどについて指導しました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

19番、宮治委員。

19番（宮治時男委員） 本件の申請地につきましては、県道遠藤・茅ヶ崎線にある

「遠藤矢向」交差点から南西に約150mの土地になります。

資料は11ページをお開きください。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設に隙間なく囲まれており、一団の農地の面積が下限面積を満たしていないため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、土木建築工事業などを営んでおり、今までは資材を現場ごとに置いており、資材置場を所有しておりませんでした。事業規模拡大により、常置する資材置場を確保するため適地を探しておりました。

当該地が本店所在地からのアクセスもよく、前面道路の幅員も広いため、申請地が該当したとのこと。

申請地は、北側が堤及び道路、東側及び南側が道路、西側は雑種地になっております。

出入り口は南面で、歩道の切り下げを行うため、県土木事務所で手続き中とのこと。

また、申請地の間にある堤については、資材等を置かないことや、南側には道路自費施行手続きをし、被害防除を設置することで市道路管理課と調整済みとのこと。

西側の雑種地との境界には、地上高190cmの既存コンクリートブロックがありますので、これを利用し、被害防除とします。

南側は、地上高70cm～140cmになるようCP型枠ブロックを積み、土砂等の流出を防ぎます。

東側については、地上高80cmになるようCP型枠ブロックを積み、土砂等の流出を防ぎます。

北側の堤との境界には、地上高10cmになるようコンクリートブロックを2段積み、藤沢市道との境には、地上高80cmになるようCP型枠ブロックを積み、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は転圧及び砂利敷きとし、雨水については敷地内自然浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、申請地の間にある堤についての取り扱いや、周辺に残る農地に十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

1つだけ確認をしたいのですが、3番ですけれども、これが第3種農地になった要件を、もう一度教えていただけますか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 3番に関しましては、農地の区分として、住宅の用もしくは事業の用に供する施設であるとか、あとは公共施設、公益的施設で農地が隙間なく囲まれている状態、それ以上に農地が広がらない状態のところに関しまして、その囲まれている面積が、この遠藤地区の下限面積とされる50a未満である場合は第3種農地という判断をすることになっておりますので、それが判断基準になります。

議長（齋藤義治委員） はい。

それともう一つ、3番の中で擁壁が1m90cmというのがありましたね。

事務局（伊藤洋一上級主査） 190cmの既存コンクリートブロックですね。

議長（齋藤義治委員） それは、強度はあるということですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） コンクリートブロックといいますが、擁壁用のCP型枠のコンクリートブロックなので、強度的には問題ないと思います。

議長（齋藤義治委員） はい。

それともう一つ、3番の譲受人（会社）ですが、ここがやるわけではなくて、転貸をするわけですか。あるいはこの会社が資材置場として使うということですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 一応申請ではそのように、会社が資材置場として使うことになっています。

議長（齋藤義治委員） これは、何の資材なのかが……

事務局（草柳真治主幹） 会社の名前から想像するような不動産事業ではなくて、会社自体は解体業、土木建築工事等を行っている業者ですので、この業者が実際

ベツを作付けしていく予定となっております。

なお、利用権設定を行う農地につきましては、いずれも現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1から番号4及び番号6について意見を求めます。

井上委員。

1番（井上哲夫委員） 3番と4番の法人に関しまして、これは、事業としてどのぐらいの規模なのか、10aが2つですけれども、この法人の経営状況を知りたいと思います。

それから、6番の方、新規就農者ですけれども、この方は、キャリア的にはどの程度の方なのか、その辺をお伺いしたいのですが。

議長（齋藤義治委員） 福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 番号3と4ですけれども、7年前でしたか、スタッフ3人で、葛原で始められて、今は1反で活動をしておられます。

いわゆる農福連系の先駆けといえますか、生活困窮者、ひきこもり、ニート等、そういった方の就労の機会を設けることができないか、このことが、この方のライフワークになっていると思われませんが、そもそも日本の農業は、高齢化で後継者不足であり、一方で生活困窮者、ニート、ひきこもりの方など、働きたいけれども、なかなか社会に出ていけない、参加できない方がいらっしゃるということで、何とか就労の機会を設けることができないかという理念のもとに、今、運営をされている状況だと思われま。

それと、今、国を挙げて農福連携の機運が高まる中で、藤沢市の農業再生協議会が受け皿となりまして、国から農福連携に関する予算がおりてくる中で、この法人としても、ここで約2反でしょうか、規模拡大をして、葛原で事業展開をしていく計画であると聞いております。

また、番号6番ですが、この方は新規就農者の方で、昨年4月1日に就農されております。当然それまではほかの仕事をされていたのですが、市内で農業を

やっていきたいということで、今、西俣野で3反ほど借りて露地栽培をされています。

西俣野字北窪の、今使っている畑の南側の畑がちょうど空いていまして、地権者からお借りできるということで、今回、規模拡大を図る計画となっております。

以上になります。

1 番（井上哲夫委員） 3 番と 4 番の方は、ここが最初の拠点として始めるということでしょうか。

それと、農業に関する技術というか、その辺のところはどうでしょうか。

事務局（福岡信二主幹補佐） 今、葛原の用田バイパス沿いに、店舗兼事務所があります。この方は、結構手広く事業展開をされていて、個人でも畑を借りて葛原で営農をされていますし、体験農園もされておられます。

このように3つの形態がありますが、今回は、先ほど申し上げましたひきこもりの方などを対象とした事業をされていて、1反は、その店舗の近くで借り受けてやっておられますので、農業経験は多少あるようですが、スタッフの方が2名いらっしゃるの、どちらかというところの力をかりながら運営をされているような状況ですね。

1 番（井上哲夫委員） ニンジンをつくるということですが、技術的にはどうでしょうかね。

事務局（福岡信二主幹補佐） どちらかというところ居場所づくり、就農の機会を設けるということで、生産が目的ではないのかもしれない。

1 番（井上哲夫委員） わかりました。

議長（齋藤義治委員） 6 番の方、この方は新規就農で、西俣野でやっているのですが、近所で畑をお持ちの方、いらっしゃいますか。どのような状況でしょうか。

2 3 番（平川勝昌委員） 向かいの向かいでやっているのですが、最初はキャベツをつくっていて、あとトウモロコシ、枝豆などを栽培しています。親も手伝ってやっているの、結構やっていると思います。

議長（齋藤義治委員） そうですか。

議案第44号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第44号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、議案第45号「特定農地貸付け承認取消しについて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、説明いたします。

本件の申請地につきましては、市道葛原綾瀬線にかかる新幹線から北西側に約280mの土地になります。

資料は15ページをお開きください。

本件については、2009年から土地所有者が開設し、NPO法人が運営管理をしてきた市民農園において、9月末日で廃止する旨の申し出があったものです。

利用者につきましては、1月に廃止する旨の周知をしており、了解を取っております。

利用希望者の減少、解約の増加が原因となります。

解約に当たり、6カ月以上の予告期間を設け、他の近隣市民農園への振替利用を斡旋する等、借受者に対する配慮もされており、対応は問題ないと判断いたします。

なお、取消し後は、土地所有者が農地として耕作していく予定です。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —

―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第45号について、承認を取り消すことに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第45号について、承認を取り消すことに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、議案第46号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第8、議案第46号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、御説明を申し上げます。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、打戻字大谷戸、7筆。地目、いずれも畑。地積、7筆合計7,154㎡。区域区分、全て調整（農用地）。相続開始年月日、令和2年3月31日。経営面積、1万1,861㎡。現地確認日、令和2年9月15日。

地区、六会・長後。番号2。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野字下屋敷添、4筆。地目、3筆が畑、1筆が山林現況畑。地積、4筆合計2,915.3㎡。区域区分、いずれも生産緑地。相続開始年月日、令和2年1月17日。経営面積、8,815㎡。現地確認日、令和2年9月7日です。

続きまして、番号3。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野字屋中向の6筆、亀井野字二ツ田の2筆、亀井野字屋中の4筆、亀井野字山之神西の2筆、用田字男坂の1筆、宮原字矢田の3筆、合計18筆。地目、12筆が畑、6筆が田現況畑。地積、18筆合計1万2,096.1㎡。区域区分、全て調整、そのうち10筆が調整（農

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第10、議案第47号「藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」及び日程第11、議案第48号「藤沢市畜産振興審議会委員の推薦について」を一括して御説明を申し上げます。

議案書の21ページを御覧ください。

藤沢市農業振興地域整備促進協議会につきましては、農業振興地域整備計画の策定及び変更など、事業の実施、調査を審議するために設置されておりまして、資料に規則の抜粋が載せてありますけれども、農業委員から3人の委員を推薦することとなっております。任期は令和2年11月1日から2年間となっております。3人の推薦になりますので、各地区協議会から1名ずつ推薦をお願いできればと考えております。

続きまして22ページを御覧ください。

藤沢市畜産振興審議会でございます。こちらは、本市の畜産振興を図るために設置されておりまして、農業委員の中から2名の委員の推薦をお願いできればと思います。任期は令和2年2月1日から2年間となっております。

こちらの審議会につきましては、御所見・遠藤地区、六会・長後地区からそれぞれ1名ずつの推薦をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の推薦をお願いしたいと思いますが、地区から推薦をいただく形でいかがでしょうか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、地区ごとに協議をお願いしたいと思います。

協議の結果につきましては、後ほど地区協議会会長から報告をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩（協議・確認）]

議長（齋藤義治委員） それでは、再開をいたします。

各地区の結果報告を、地区協議会会長からそれぞれお願いをいたします。

まず、御所見・遠藤地区からお願いをいたします。

御所見・遠藤地区協議会会長（櫻井一雄委員） 御所見・遠藤地区では、藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員は、井出委員を推薦いたします。また、藤沢市畜産振興審議会委員は、小林委員を推薦いたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） それでは、続きまして六会・長後地区、お願いいたします。

六会・長後地区協議会会長（佐川俊夫委員） 六会・長後地区では、藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員は、飯田委員を推薦いたします。藤沢市畜産振興審議会委員は、吉原委員を推薦いたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 続きまして、藤鶴・村岡・明治地区について、お願いをいたします。

藤鶴・村岡・明治地区協議会会長（山口貞雄委員） 藤鶴・村岡・明治地区の、藤沢市農業振興地域整備促進協議会の委員は、不肖私、山口がお受けすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） 各地区から報告が上がりました。

それでは、お諮りをいたします。

議案第47号、藤沢市農業振興地域整備促進協議会委員については、井出委員、飯田委員、山口委員の3人をお願いをいたします。

議案第48号、藤沢市畜産振興審議会委員につきましては、小林委員、吉原委員の2名の方をお願いをいたします。

以上の方を推薦することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第47号及び議案第48号について、決定をいたします。

本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等はございますか。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 事務局から、何点か御報告をさせていただきます。

1点目ですが、お手元に「農業委員大会決議事項にかわる要望に関する意見照会について（依頼）」という資料があると思いますが、御覧ください。

今年度（令和2年度）の農業委員会大会がコロナ禍で中止になりましたので、それを受けまして、従来の大会決議にかわる要望ということで、農業委員会法第53条第1項に基づき、「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」として、神奈川県知事に提出する予定となっております。

内容的には、2番に記載のとおり、①で「新型コロナウイルス感染拡大に対する支援策の対応について」、②で「大規模災害に対する防災整備等対策の強化について」という内容となっております。

2枚目を御覧ください。

県農業会議の持田会長から、神奈川県知事殿ということで、これはあくまでも案ですけれども、今申し上げたタイトルで、裏面に、具体的に5項目の要望、意見の記載があります。

こちらにつきまして、内容的によろしければ、10月上旬に農業委員会事務局から県に提出させていただきますが、もし、何か御意見がありましたら、今月中（9月30日まで）に事務局まで御意見をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

あと、義援金のお願いになりますが、令和2年の7月豪雨の関係ですけれども、お手元の「農業委員会組織による令和2年（7月豪雨災害）義援金募集について」の資料を御覧ください。

昨年は、台風19号の関係で、義援金を親睦会から出させていただいていますが、今年度も、7月豪雨の災害義援金の依頼が、全国の農業会議所から届いております。委員さんお一人当たり1,000円、25名の委員さんがいらっしゃいますので、よろしければ2万5,000円の支援をさせていただきたいと思

て、まことにありがとうございました。

閉会 午後 3 時 4 6 分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)